

平成十八年政令第二十四号

総合法律支援法施行令

内閣は、総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十七条第六項、第十九条第四項、第四十六条第五項及び第五十条並びに附則第三条及び第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一章 評価委員（第一条）

第二章 日本司法支援センター評価委員会（第二条―第十条）

第三章 積立金及び納付金（第十一条―第十七条）

第四章 不要財産（第十八条―第二十四条）

第五章 雑則（第二十五条）

附則

第一章 評価委員

（評価委員の任命等）

第一条 総合法律支援法（以下「法」という。）

第十七条第五項の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき法務大臣が任命する。

一 法務省の職員 一人

二 財務省の職員 一人

三 日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の役員 一人

四 支援センターに出資した地方公共団体の長が推薦した者（支援センターに出資した地方公共団体が二以上ある場合にあつては、当該二以上の地方公共団体の長が共同して推薦した者） 一人

五 学識経験のある者 三人

2 法第十七条第五項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3 法第十七条第五項の規定による評価に関する庶務は、法務省大臣官房司法法制部司法法制課において処理する。

第二章 日本司法支援センター評価委員会（組織）

第二条 日本司法支援センター評価委員会（以下「委員会」という。）は、委員十人で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。（委員等の任命）

第三条 委員は、総合法律支援（法第一条に規定する総合法律支援をいう。）に関し学識経験のある者のうちから、法務大臣が任命する。この場合において、委員のうち少なくとも一人は、最高裁判所の推薦する裁判官のうちから任命するものとする。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、法務大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、法務大臣が任命する。（委員の任期等）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることのできる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第五条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。（部会）

第六条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。（議事）

第七条 委員会は、委員及び議事に関する臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することできない。

2 委員会の議事は、委員及び議事に関する臨時委員で会議に出席したものの過半数で決

し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。（資料の提出等の要求）

第八条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第九条 委員会の庶務は、法務省大臣官房司法法制部司法法制課において処理する。

（雑則）

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第三章 積立金及び納付金

（積立金の処分に係る承認の手続）

第十一条 支援センターは、法第四十三条第二号に掲げる業務に係る勘定において、中期目標の期間（法第四十条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る法第四十五条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第四十六条第一項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を法務大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、同項の承認を受けなければならない。

一 法第四十六条第一項の承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の法務省令で定める書類を添付しなければならない。（政府及び関係地方公共団体に納付すべき残余の額）

第十二条 法第四十六条第四項の規定により政府及び関係地方公共団体（法第十七条第三項の規定により支援センターに出資した地方公共団体をいう。以下同じ。）に納付すべき残余の額は、

それぞれ法第四十六条第四項に規定する残余の額を生じた中期目標の期間の開始の日における政府及び関係地方公共団体からの出資額（同日後当該中期目標の期間中に政府又は関係地方公共団体から支援センターに出資があつたときは、当該出資があつた日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該出資の額に乗じて得た額を、それぞれ加えた額）に応じた額とする。（国庫納付金の納付の手続）

第十三条 支援センターは、国の出資に係る法第四十六条第四項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを法務大臣に提出しなければならない。ただし、第十一条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 法務大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があつたときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。（国庫納付金の納付期限）

第十四条 国庫納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第十五条 国庫納付金は、一般会計に帰属する。

2 前項の規定にかかわらず、支援センターが法第四十八条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第四十六条第一項の規定による交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき補助金等として指定されたものを除く。）であつて平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務を行う場合における当該復興施策に関する業務に係る国庫納付金は、東日本大震災復興特別会計に帰属する。



二 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）第三十一条  
 三 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第十五条第二項第一号  
 四 都市再生特別措置法（平成十四年法律第十二号）第十条並びに第十九条第二項及び第七項から第九項まで  
 五 知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十号）第三十条  
 六 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四十三号  
 七 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第二十四号第二項  
 八 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第三十条  
 九 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第二十五号  
 十 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第六十五号

3 次の各号に掲げる法律の規定については、支援センターを当該各号に定める独立行政法人とみなして、これらの規定を準用する。  
 一 国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）第四十二条、独立行政法人であつて独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人以外のもの  
 二 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第一条、第二条第二項、第三条第一項、第六号第一項及び第二項、同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）、第七条第一項、第三項及び第四項、第八条、第九条並びに第十一条、同法第二条第二項の政令で定める独立行政法人  
 三 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）第一条、第二条第二項及び第三項、第三条、第五条第一項及び第二項、同条第四項及び第五項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）、第六条、第八条から第十条まで、第十二条並びに第十三条並びに附則第三項及び第四項、同法第二条第三項の政令で定める独立行政法人

四 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年

法律第五十号）第一条、第二条第五項、第三条、第五条第一項及び第二項、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六条第一項、第三項及び第四項、第七号、第八条並びに第十条、同法第二条第五項の政令で定める独立行政法人  
 五 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）第六条、同条の政令で定める独立行政法人  
 六 雨水の利用の推進に関する法律（平成二十六年法律第十七号）第二条第二項、第三条第二項、第十条第一項及び同条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、同法第二条第二項の政令で定める独立行政法人

附則  
 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。  
 （支援センターの成立の時に承継される権利及び義務）  
 第二条 法附則第三条の政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。  
 一 法務大臣の所管に属する物品のうち法務大臣が指定するものに関する権利及び義務  
 二 法第三十条に規定する業務の準備に関し国が有する権利及び義務のうち前号に掲げるもの以外のものであつて、法務大臣が指定するもの  
 （国有財産の無償使用）  
 第三条 法附則第四条に規定する政令で定める国有財産は、法第三十条第一項第三号の業務の開始の際に専ら下級裁判所（裁判所法（昭和十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所をいう。）に使用されている庁舎等（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和十二年法律第百十五号）第二条第二項に規定する庁舎等をい）、国選弁護人等（法第三十条第一項第三号に規定する国選弁護人等をいう。）、の旅費、日当、宿泊料及び報酬の支給に関する事務の用に供されているものに限る。）とする。

2 前項の国有財産については、支援センターの理事長（支援センターの成立前にあつては、法第二十条第一項の規定により指名された支援センターの理事長となるべき者）が法第三十条第

一項第三号の業務の開始前に申請したときに限り、支援センターに対し、無償で使用させることができ。  
 附則（平成一八年三月三十一日政令第一四三号）抄  
 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。  
 附則（平成一九年三月三十一日政令第一一七号）抄  
 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。  
 附則（平成一九年一〇月三十一日政令第三〇七号）抄  
 この政令は、少年法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六十八号）の施行の日（平成十九年十一月一日）から施行する。  
 附則（平成一九年一二月二日政令第三四四号）抄  
 （施行期日）  
 第一条 この政令は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律の施行の日（平成十九年十一月二十二日）から施行する。  
 附則（平成二〇年五月二日政令第一七八号）抄  
 この政令は、公布の日から施行する。  
 附則（平成二〇年一二月二日政令第三五三三号）抄  
 この政令は、地域再生法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。  
 附則（平成二二年一二月一七日政令第一二六号）抄  
 （施行期日）  
 第一条 この政令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。（総合法律支援法施行令の一部改正に伴う経過措置）  
 第八条 改正法附則第三十条第二項の規定に基づき法務大臣が不要財産の譲渡に相当するものとして定めた財産の譲渡に対する前条の規定による改正後の総合法律支援法施行令第十八条で準用するこの政令による改正後の独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的事項に関する

政令第二条の四及び第二条の六の規定の適用については、同条第二条の四第一項第一号中「譲渡収入による国庫納付」とあるのは「法務大臣が不要財産の譲渡に相当するものとして定めた財産の譲渡」と、同項第四号中「申請」とあるのは「譲渡」と、同項第五号中「得られる収入の見込額」とあるのは「得られた収入の額」と、同項第六号中「要する」とあるのは「要した」と、「見込額」とあるのは「金額」と、同項第九号中「譲渡の予定」とあるのは「譲渡した」と、同条第三項中「前項の報告書には、同項第五号及び第六号」と、同条第四項中「第二項の報告書の提出を受けた」とあるのは「第二項の申請に係る認可をした」と、同条第二条の六第二項中「第二号の四第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の報告書」とあるのは「第二号の四第一項の申請書」とし、同条第二条の四第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。  
 附則（平成二三年七月二日政令第二二五号）抄  
 （施行期日）  
 1 この政令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年七月二十五日）から施行する。  
 附則（平成二三年七月二九日政令第二四三三号）抄  
 （施行期日）  
 第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。  
 附則（平成二四年三月三十一日政令第九九号）抄  
 （施行期日）  
 第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。  
 附則（平成二四年一〇月三十一日政令第二六九号）抄  
 この政令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行する。  
 附則（平成二五年一月一七日政令第三三三号）抄  
 （施行期日）  
 1 この政令は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。  
 （支援センターの成立の時に承継される権利及び義務）  
 第二条 法附則第三条の政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。  
 一 法務大臣の所管に属する物品のうち法務大臣が指定するものに関する権利及び義務  
 二 法第三十条に規定する業務の準備に関し国が有する権利及び義務のうち前号に掲げるもの以外のものであつて、法務大臣が指定するもの  
 （国有財産の無償使用）  
 第三条 法附則第四条に規定する政令で定める国有財産は、法第三十条第一項第三号の業務の開始の際に専ら下級裁判所（裁判所法（昭和十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所をいう。）に使用されている庁舎等（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和十二年法律第百十五号）第二条第二項に規定する庁舎等をい）、国選弁護人等（法第三十条第一項第三号に規定する国選弁護人等をいう。）、の旅費、日当、宿泊料及び報酬の支給に関する事務の用に供されているものに限る。）とする。

2 前項の国有財産については、支援センターの理事長（支援センターの成立前にあつては、法第二十条第一項の規定により指名された支援センターの理事長となるべき者）が法第三十条第

政令第二条の四及び第二条の六の規定の適用については、同条第二条の四第一項第一号中「譲渡収入による国庫納付」とあるのは「法務大臣が不要財産の譲渡に相当するものとして定めた財産の譲渡」と、同項第四号中「申請」とあるのは「譲渡」と、同項第五号中「得られる収入の見込額」とあるのは「得られた収入の額」と、同項第六号中「要する」とあるのは「要した」と、「見込額」とあるのは「金額」と、同項第九号中「譲渡の予定」とあるのは「譲渡した」と、同条第三項中「前項の報告書には、同項第五号及び第六号」と、同条第四項中「第二項の報告書の提出を受けた」とあるのは「第二項の申請に係る認可をした」と、同条第二条の六第二項中「第二号の四第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の報告書」とあるのは「第二号の四第一項の申請書」とし、同条第二条の四第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。  
 附則（平成二三年七月二日政令第二二五号）抄  
 （施行期日）  
 1 この政令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年七月二十五日）から施行する。  
 附則（平成二三年七月二九日政令第二四三三号）抄  
 （施行期日）  
 第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。  
 附則（平成二四年三月三十一日政令第九九号）抄  
 （施行期日）  
 第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。  
 附則（平成二四年一〇月三十一日政令第二六九号）抄  
 この政令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行する。  
 附則（平成二五年一月一七日政令第三三三号）抄  
 （施行期日）  
 1 この政令は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。  
 （支援センターの成立の時に承継される権利及び義務）  
 第二条 法附則第三条の政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。  
 一 法務大臣の所管に属する物品のうち法務大臣が指定するものに関する権利及び義務  
 二 法第三十条に規定する業務の準備に関し国が有する権利及び義務のうち前号に掲げるもの以外のものであつて、法務大臣が指定するもの  
 （国有財産の無償使用）  
 第三条 法附則第四条に規定する政令で定める国有財産は、法第三十条第一項第三号の業務の開始の際に専ら下級裁判所（裁判所法（昭和十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所をいう。）に使用されている庁舎等（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和十二年法律第百十五号）第二条第二項に規定する庁舎等をい）、国選弁護人等（法第三十条第一項第三号に規定する国選弁護人等をいう。）、の旅費、日当、宿泊料及び報酬の支給に関する事務の用に供されているものに限る。）とする。

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。  
 （支援センターの成立の時に承継される権利及び義務）  
 第二条 法附則第三条の政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。  
 一 法務大臣の所管に属する物品のうち法務大臣が指定するものに関する権利及び義務  
 二 法第三十条に規定する業務の準備に関し国が有する権利及び義務のうち前号に掲げるもの以外のものであつて、法務大臣が指定するもの  
 （国有財産の無償使用）  
 第三条 法附則第四条に規定する政令で定める国有財産は、法第三十条第一項第三号の業務の開始の際に専ら下級裁判所（裁判所法（昭和十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所をいう。）に使用されている庁舎等（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和十二年法律第百十五号）第二条第二項に規定する庁舎等をい）、国選弁護人等（法第三十条第一項第三号に規定する国選弁護人等をいう。）、の旅費、日当、宿泊料及び報酬の支給に関する事務の用に供されているものに限る。）とする。

附 則（平成二五年一月三〇日政令第二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二五年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年四月二五日政令第一七二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、雨水の利用の推進に関する法律の施行の日（平成二六年五月一日）から施行する。

附 則（平成二七年三月一八日政令第七四号）抄

この政令は、平成二七年四月一日から施行する。

附 則（令和二年一二月二三日政令第三四号）

（施行期日）

1 この政令は、令和三年一月一日から施行する。

（国立大学法人法施行令及び総合法律支援法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2 この政令の施行の日前に国立大学法人等及び日本司法支援センターが行った著作権法第六十七條第一項の裁定の申請、同法第七十八條第四項の請求（プログラムの著作物に係る登録に関するものを除く。）及び同法第六六條のあつせんの申請に係る手数料の納付については、なお従前の例による。